

## 専門部会の設置（案）について

### 1 設置根拠

本日、京都府知事から諮問のあった「京都府流域下水道事業経営戦略の策定」について、今後、専門的かつ集中的に調査審議していくため、京都府公営企業の組織等に関する規程（以下「規程」という。）第34条で準用する第30条第1項に基づき、審議会の下に投資部会と財政部会を設置する。

### 2 設置目的

#### （1）投資部会

施設・設備に関する投資の見通しに関すること

（需要予測、資産の現状分析、新規・更新計画及び投資の合理化等）

#### （2）財政部会

財源の見通しに関すること

（財務状況の把握・分析、財源確保の在り方を含む収支均衡方策等）

### 3 委員の構成

#### （1）投資部会

（会長が指名）

#### （2）財政部会

（会長が指名）

### 4 会議の公開

原則公開とする。

ただし、非公開に該当する事由を審議する事態が発生した場合には、部会に諮り、非公開とすることができるものとする。